

宮城県交通安全母の会連合会地区連絡協議会設置要綱

(地区連絡協議会の設置)

第1 宮城県交通安全母の会連合会（以下「連合会」という）は、連合会会則第15条の規定に基づき、地区連絡協議会（以下「この協議会」という）を設置するものとする。

(地区の区分及び名称)

第2 この協議会は、県内を5地区に区分して設置し、その名称は次のとおりとする。この場合において、その属する市（区）町村は、別紙1のとおりとする。

- ① 仙台地区連絡協議会
- ② 仙南地区連絡協議会
- ③ 大崎・栗原地区連絡協議会
- ④ 石巻地区連絡協議会
- ⑤ 登米・本吉地区連絡協議会

(事業)

第3 この協議会は地区における会員相互の連携強化と交通安全活動の円滑な推進を図るため、次の事業を行う。

- ① 交通安全活動に関する連絡及び研修会等の開催
- ② 連合会から依頼された事項に関する会議等の開催
- ③ その他、各地区連絡協議会の目的達成のための必要な事業

(役員)

第4 この協議会ごとに、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 若干名

(役員を選任及び指定)

第5 会長、副会長及び監事は、この協議会の理事会において選出する。

2 理事は、この協議会を構成する交通安全母の会会員が推薦する者をあてる。

(役員の仕事)

第6 会長は、この協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、会務の運営に当たる。

4 監事は、業務の執行状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第7 役員の仕事は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8 この協議会の会議は、理事会とし会長が招集する。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長が当たるものとする。

4 理事会は、構成員の過半数の出席をもって開催するとともに出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 決)

第9 理事会は、次の事項を議決する。

① この協議会の運営及び事業の執行に関する事項

② 連合会から依頼された事項

③ その他

(会 計)

第10 この協議会の会計は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

2 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11 この協議会の事務局は、原則としてこの協議会の会長の属する市町村交通安全母の会事務局に置くものとする。

(委 任)

第12 この要綱に定めるもののほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は、この協議会の会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成5年6月18日から施行する。

2 この要綱は、平成7年6月5日から施行する。

3 この要綱は、平成10年6月9日から施行する。

4 この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

5 この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

6 この要綱は、平成28年10月10日から施行する。